

◆耐震化を促進するための指導や命令等

○特定建築物に対する指導等

- 所管行政庁として、特定建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示（指示は同法に規定される対象建築物のみ）を行います。
- 指示を行った後、相当の猶予期限を越えても、正当な理由がなく、耐震診断・改修が行われない場合は、公報等を通じて、建物名称及び所有者名を公表することを検討します。
- 指示・公表を行った後、相当の猶予期限を越えても、正当な理由がなく、指示に従わない場合等は、必要に応じて建築基準法に基づく勧告・命令等を行うことを検討します。

◆その他建築物の耐震化の促進に関する事項

○計画の進行管理

平成27年度末の耐震化の目標達成に向けて、当計画の適切な進行管理を行います。毎年、市有建築物等の耐震化について、進ちよく状況を確認するとともに、概ね3年ごとに本計画の進ちよく状況と目標の達成状況を把握し、庁内連絡体制を整備し、目標設定の見直し等を行います。また、関係団体、地域住民等と連携し、計画の進ちよく状況を把握することを検討します。

○国、京都府との連携

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、「京都府建築物耐震改修促進計画」の進ちよくとの整合に配慮して、当計画を進めます。

国・京都府が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用し、京都府内の他の所管行政庁との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めていきます。

京町家等の既存不適格部分への建築基準法の適用のあり方や、伝統構法にふさわしい構造・防火規定（建築基準法）の整備などについて、国へ積極的に働きかけます。

皆様のご意見・ご提案を募集しています

本計画に関するご意見・ご提案は、持参（平日午前8時50分～午後5時20分まで）、郵送、FAX、電子メールのいずれかでお寄せください。様式は自由ですが、差し支えなければ、住所、氏名、性別、年齢、職業をご記入ください。（匿名でも構いません。）御記入いただいた個人情報は、本件以外の目的には使用しません。

お寄せいただきましたご意見は、最終の計画の取りまとめの参考とさせていただきます。また、ご意見は、個人情報に係る部分を除き、公開させて頂く場合があることを、ご了承ください。

なお、ご意見に関する個別の回答はいたしません。

【募集期間】 平成19年6月1日（金）～平成19年6月21日（木）

【お問合せ・送り先】 京都市都市計画局建築指導部建築指導課

〒604-8790 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺町 488

電話（075）222-3620 FAX（075）212-3657

電子メール kenchiku-sidou@city.kyoto.jp